

査証及び出入国手続き

※手続きや規則等に関する最新の情報は駐日ウクライナ大使館（03-5474-9770）等にご確認ください。

1 査証

（1）短期滞在

ウクライナに入国する日本人は、90 日以内の短期滞在であれば査証は不要です。なお、査証を取得せずにウクライナに入国・滞在できるのは、初めてウクライナへ入国した時点から 180 日の間に、90 日間まで滞在することが可能です。

（2）長期滞在査証及び在留資格

「外国人及び無国籍者の法的資格」等によれば、就労及び留学等長期滞在の場合は、予め在日ウクライナ大使館等で査証を取得して入国の上、居住区の入国管理局において当該査証を一時在留証明書に切り替える手続き等を行う必要があります。空港等に到着時の査証取得はできません。

2 出入国手続き

入国カードの記載、提出の義務はありません。

（了）